

情報公開制度・個人情報保護制度

令和6年度の実施状況を公表

情報公開制度、個人情報保護制度の令和6年度の実施状況を公表します。

◆情報公開制度

条例に基づき市の保有する公文書を開示する制度です。このうち、「開示請求」とは市民から、「開示申出」とは市民以外の人からの請求によるものをいいます。

開示請求：11件（開示決定5件、部分開示決定6件）

開示申出：19件（開示決定6件、部分開示決定11件、不開

示決定2件）

◆個人情報保護制度

市や市議会の保有する個人情報の開示などを本人に対して行う制度です。

▽市

開示請求：6件（開示決定3件、部分開示決定3件）

審査請求：1件（審査中1件）

▽市議会

開示請求：0件

審査請求：0件

問総務課庶務班 ☎73・0008
4、議会事務局 ☎73・0099

木造住宅の耐震診断・改修

費用の一部を補助します

◆診断に対する補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に対して、費用の3分の2（上限8万円）を補助します。

◆改修に対する補助

診断の結果、耐震強度不足となった木造住宅を、現在の耐震基準まで向上させるための耐震改修工事を行う場合には、設計・工事監理費用の

3分の2（上限10万円）、工事費用の3分の2（上限90万円）を補助します。

※いずれも診断・着工の前に申請が必要です（申し込み順。予算の上限に達し次第終了）。詳細は左記までお問い合わせください。

問都市整備課管理班

☎73・0091

市税・保険料の納期限

納期内の納付をお願いします

令和7年度の納期限（口座振替日）は下表の通りです。
なお、最終納期限後の追加課税分は随時期限となります。

固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
1期 6月2日				
	1期 6月30日	1期 6月30日		1期 6月30日
2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
	2期 9月1日	3期 9月1日	2期 9月1日	3期 9月1日
3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
	3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
		6期 12月1日	5期 12月1日	6期 12月1日
4期 12月26日		7期 12月26日	6期 12月26日	7期 12月26日
	4期 2月2日	8期 2月2日	7期 2月2日	8期 2月2日
		9期 3月2日	8期 3月2日	9期 3月2日

問【税金】 税務課納税推進室収税班 ☎73-0087
【保険料】 市民課保険料班 ☎73-0086

国保特定健診・後期高齢者健診

健診の積極的な受診を

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のため、健診を実施します。対象者には5月下旬に受診票を送付します。費用は無料ですので、積極的に受診しましょう。

◆対象者

国保特定健康診査…4月1日現在の千葉県国民健康保険加入匝瑳市適用者のうち30歳～74歳の人

後期高齢者健康診査…市内に住所を有する千葉県後期高齢者医療被保険者

※今年度中に国民健康保険または後期高齢者医療制度の人間ドックを受検する人やその予定がある人は対象外。

◆受診方法

個別健診…6月～9月に協力医療機関で受診（要予約）

集団健診…集団健診会場（＝下表）で受診

◆集団健診の日程

実施日		会場
6月	3日（火）、4日（水）	野栄総合支所
	12日（木）、13日（金）、15日（日）、16日（月）	保健センター
10月	1日（水）、2日（木）、3日（金）	保健センター

※詳細は受診票に同封する「健診のお知らせ」をご覧ください。また、5月末までに受診票が届かない場合は健康管理課までご連絡ください。

《問い合わせ》

●健診の内容と日程は健康管理課 ☎73-1200

●受診資格に関することは市民課国保年金班 ☎73-0086

みんなできれいなまちづくり

きれいで豊かな地域環境をつくるため、市内一斉清掃「地域ぐるみゴミゼロ運動」を実施します。

◆日時

5月25日(日) 8時～9時

※雨天の場合は、各参加団体の判断で決行・中止を決定してください(市の収集車は雨天でも回収を実施)。

◆注意事項

- 地区(団体)単位で参加する場合は、「匝瑳市地域ぐるみゴミゼロ運動実施計画書」を環境生活課(市役所1階)または野栄総合支所に提出してください。その際、専用のごみ袋をお渡しします。
- 集めたごみは、金属類、スプレー缶、その他(可燃ごみ、

カン、ビン、ペットボトルなど)に分け、それぞれ別の袋に入れてください。

● 家庭のごみは、絶対に出さないでください。

● 集合場所やごみの集積所は、各地区または各団体に確認してください。

申問環境生活課環境班

☎73・0088



住宅リフォーム補助制度

工事費用の一部を補助します

市では、住宅環境の向上を図るため、市内業者を利用して自己居住住宅のリフォーム工事を行う場合に、工事金額の10%(上限20万円)を補助します。

◆対象住宅・工事

新築から10年以上経過している住宅で、市内の施工業者を利用して行うリフォーム工事(工事金額20万円以上)が対象です。

また、補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日までに工事が完了し、かつ実績報告を行うことが必要です。

※個人住宅部分のみが対象です。申請前に着工された工事は対象外。本制度と補助対象が重複する他の補助制度との併用はできません。

◆対象者

次の①～③をすべて満たす人が対象です。

- ①住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で、対象住宅に住居登録があり、かつ居住している人
- ②補助金交付後10年以上居住する意思をもっている人
- ③過去に本制度による補助金の交付を受けていない人

◆申し込み

施工業者に工事内容などを相談の上、申請書と添付書類を併せて都市整備課(市役所3階)まで提出してください。

受け付けは、6月25日(水)からです(申し込み順、予算の上限に達し次第終了)。

※詳細は下記までお問い合わせください。

申問都市整備課管理班 ☎73-0091

脱炭素のすすめ

Vol.13

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

市では、住宅用太陽光発電設備や蓄電池などを設置する場合に、費用の一部を補助します。

いずれも補助対象設備を設置する前に申請が必要です。※予算の上限に達し次第終了。

◆補助対象者

市内の住宅に補助対象となる設備などを設置する人
※この他にも要件あり。

◆補助対象設備と補助金額

家庭用燃料電池システム(エネファーム)…設備本体購入費などの全額(上限10万円)

定置用リチウムイオン蓄電システム…設備本体購入費などの全額(上限7万円)

市では、令和5年11月に環境省の脱炭素先行地域に選定されたことを受け、令和6年度から新たに「ゼロカーボン推進課」を設置しました。このコーナーでは脱炭素社会の実現に向け、さまざまな情報を発信していきます。

申問ゼロカーボン推進課 ☎73-0019

窓の断熱改修…設備本体購入費などの4分の1(新築は対象外。上限8万円)

住宅用太陽光発電設備…太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万円を乗じて得た金額(既築住宅の場合は上限9万円、新築住宅の場合は上限4万円)

V2H充放電設備…設備本体購入費の10分の1(上限25万円)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車…自動車本体購入費の全額(V2H充放電設備併設の有無により上限15万円または10万円)

※対象の要件や申請方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。